

## **札幌市都市景観条例【抜粋】**

平成19年12月13日  
札幌市条例第54号

### 第6章 都市景観審議会 (都市景観審議会)

- 第45条 市長の諮問に応じ、都市景観の形成に関する重要事項を調査審議するため、札幌市都市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。ただし、特別の事項を調査審議し、又はこの条例の規定に基づきその意見を聴くため市長が必要があると認めるときは、臨時の委員を置くことができる。
  - 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
    - (1) 学識経験を有する者
    - (2) 民間諸団体の代表者
    - (3) その他市長が適当と認める者
  - 4 委員（第2項ただし書の臨時の委員を除く。）の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
  - 5 第20条、第23条、第27条第4項及び第28条第3項の規定により市長が意見を聴く事項について調査審議するため、審議会に景観デザイン審査部会を置く。
  - 6 前項の規定により景観デザイン審査部会の所掌に属することとされた事項については、景観デザイン審査部会の決定をもって審議会の決定とする。
  - 7 第5項に定めるもののほか、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。
  - 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## **札幌市都市景観条例施行規則【抜粋】**

平成20年3月31日  
規則第30号

### 第5章 都市景観審議会 (会長及び副会長)

- 第24条 札幌市都市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員（条例第45条第2項ただし書の臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を除く。）の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。  
(会議)
- 第25条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員（臨時委員を除く。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（景観デザイン審査部会等）

第26条 条例第45条第5項の規定により設置する景観デザイン審査部会及び同条第7項の規定により設置する専門部会（以下「部会」という。）は、会長の指名する委員をもって組織する。この場合において、臨時委員は部会に属する委員の総数の半数を超えないものとする。

2 部会に部会長1人を置き、当該部会に属する委員（臨時委員を除く。）の互選によってこれを定める。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

5 前条の規定にかかわらず、景観デザイン審査部会の会議の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決するものとする。

6 景観デザイン審査部会の部会長は、会議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

（臨時委員）

第27条 臨時委員は、調査審議事項が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

2 臨時委員は、委嘱の際に定められた調査審議等に関する審議会及び部会の会議についてのみ出席するものとする。

（庶務）

第28条 審議会の庶務は、市民まちづくり局において行う。

（運営事項）

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## **札幌市都市景観の推進に関する取扱要綱【抜粋】**

平成20年3月31日  
市民まちづくり局長決裁

### 第7章 都市景観審議会

（公開）

第23条 条例第45条第1項の規定に基づき設置する札幌市都市景観審議会は公開とする。ただし、特定の個人又は法人等の権利利益に係る事項を審議する場合その他必要があると会長が判断した場合は、非公開とすることができる。

2 同条第5項の規定に基づく景観デザイン審査部会（以下「審査部会」という。）及び同条第7項の規定に基づき設置される専門部会は、原則として非公開とする。ただし、公開の必要があると部会長が判断したときは、公開とすることができる。

（審査部会）

第24条 審査部会は、審議会委員5名と臨時委員2名をもって構成する。なお、臨時委員は登録委員の中から部会長が選任するものとする。